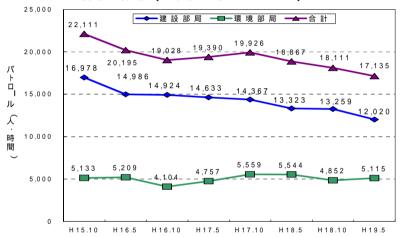
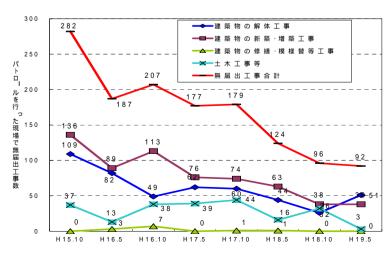
全国一斉パトロールの実施状況(1/2)

毎年春・秋の2回に通常のパトロール体制を強化した「全国一斉パトロール」を実施。 延べ人数(人・時間)は、やや減少傾向にあるが、現場数は届出件数の半数以上にのぼる。 発覚した無届工事数及び割合は、概ね減少傾向にある。

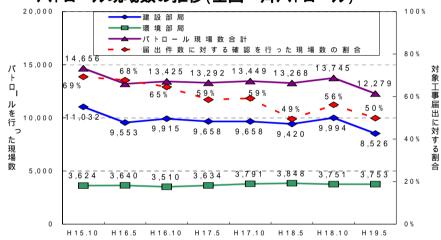
延べ時間の推移(全国一斉パトロール)



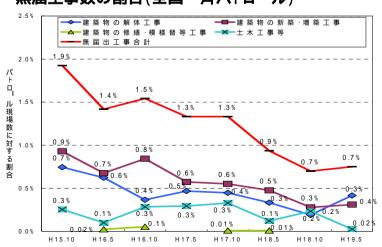
全国一斉パトロールで発覚した無届工事数



パトロール現場数の推移(全国一斉パトロール)



無届工事数の割合(全国一斉パトロール)



全国一斉パトロールの実施状況(2/2)

全国一斉パトロール期間中の立入検査は、近年2,000件前後で推移している。

全国一斉パトロール期間中に勧告・命令が実施された事例は少数である。

全国一斉パトロールにおける建設リサイクル法に基づく助言・勧告等の件数

分別解体等に係るもの(建設部局)

(件数)

•								(,
	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第14条) 1	8	14	15	39	47	59	43	41
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	0	0	0	3	0	1
勧告(第14条) 1	0	1	2	0	1	3	4	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	1	0	0	1	0	0
命令(第15条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第1項) 2	42	36	29	47	42	21	20	22
上記のうち、無届出(通知)工事	-	24	22	30	23	11	10	13
立入検査(第43条第1項)	530	322	299	461	365	448	355	407

再資源化等に係るもの(環境部局)

(件数)

	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5
助言(第19条) 1	16	19	27	37	43	26	17	37
勧告(第19条) 1	0	0	0	1	0	0	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	0	-	-	-	-	-
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第2項) 2	13	47	8	4	10	2	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	-	2	1	2	-	-
立入検査(第43条第1項)	1,306	929	1,305	1,459	1,380	1,692	1,554	1,407

1:助言・勧告に従わないときには命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

2:関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。 69

現場標識の掲示

解体工事業者は営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。

掲示事項及び標識の様式は建設リサイクル法で定められている。

揭示事項

(建設リサイクル法に基づ〈登録業者の場合)

- ・商号、名称又は氏名
- ·登録番号
- ·法人である場合にあっては、 その代表者の氏名
- ·登録年月日
- ・技術管理者の氏名



(参考)

建設業法の許可を有する業者は、建設業法の規定により、許可票の掲示が必要である。

		建	設	業	の	許	可	票	
商号又は名称									
代表者の氏名									
監理 主任	技術者の氏	名耳	専任の有	無					
	資格名	300	資格者証交付書	号					
一般建設業又は特定建設業の別			別						
許可を受けた建設業									
許可番号									
	許可年	3			年	月	日		

状況把握の強化について

届出・通知者への届出・通知済みシールの交付

建設リサイクル法第10条に基づ〈届出(公共工事の場合は第11条に基づ〈通知)済みであることを確認し、無届出施工を抑止するほか、発注者・受注者・周辺住民等の意識向上等に寄与することを目的に、「届出(通知)済シール」を交付し、解体工事の現場標識に貼付するよう指導している自治体がある。

都道府県等における届出·通知済み シールの実施状況(H18.7.10現在) 届出(通知)済シール様式(例:東京都)

実施状況	都道府県数
実施済み	2 3
一部で実施	7
未実施	1 7

建設リサイ	クル法	届出	通知源
受 付 日	年	月	
受付番号			
	行政庁名	3	

建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について

- 一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県等に代わり、分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。
- 一部地域では、分別解体等に係る事務は市区町村、再資源化等に係る事務は県が行っており、自治体間の情報共有が必ずしも十分になされていないケースが見受けられる。

表:建設リサイクル法に関する事務を行う市町村の比較(埼玉県の場合) (H19.4.1時点)

分別解体等の実施に関する事務を行う市町村 (建設部局)	再資源化等の実施に関する事務を行う市町村 (環境部局)
義務的建築主事	政令で定める市 (旧保健所設置市)
さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市	さ <mark>いたま市、川越市</mark>
任意的建築主事	
春日部市、狭山市、上尾市、草加市、新座市	
限定的建築主事	
熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、杉戸町、松伏町	
その他	その他
残り28市町村:県の建設部局	残り68市町村:県の環境部局

義務的建築主事 建築主事を置かなけれ ばならない市

任意的建築主事 都道府県知事の同意を 得て建築主事を置いて いる市

限定的建築主事 規模の小さな建築物に 関する事務等、一定の 事務のみを行う建築主 事を置いている市区町 村

<自治体からの意見(アンケート調査より)>

建設リサイクル法を所管する部局が建設部局と環境部局であり、建設工事の届出から再資源化等までの一連の流れについて、適正な手続き・処理がなされているか確認することが困難。 両部局間での情報共有の体制づくりが必要。

現行の規定では、**行政組織間の情報提供による対応が個人情報取扱いの観点から妨げられることがあり**、対象工事への対応に支障がでる場合が想定される。

都道府県等による連携強化の取組

特定建設資材廃棄物リサイクル・適正処理に係る合同パトロール

(八都県市:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市)

八都県市では、建設リサイクル法全国一斉パトロールの一環として、高速道路において産業廃棄物収集運搬車両を対象に積載物や廃掃法マニフェストを調査

(平成16年度より、産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)と共同で実施)

調査情報を関係部局へ連絡し、工事現場や再資源化施設等の確認を実施。

平成18年度実施日:平成18年10月23日(月)

実施場所:東名高速道路、東北自動車道ほか

計5箇所

参加人数:230名

調査総数:103台

うち11台に法違反の疑いがあり、

文書指導等を実施

当該調査により把握した情報に基づき、特定 建設資材廃棄物に係る再資源化施設への 立入調査を実施(1件)



(中央自動車道八王子本線料金所)

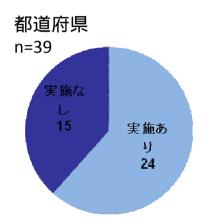
平成19年度も10月23日(火)に実施。

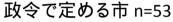
)横断的取り組み

都道府県等における情報提供の取組

再資源化施設に関する情報提供の実施

一部の自治体では、建設廃棄物が適正に再資源化施設に持ち込まれるように、再資源化施設等の情報をインターネット等で提供している。







インターネットによる情報提供 ・26自治体 冊子又は文書による情報提供 ・4自治体

注: 建設廃棄物の中間処理施設をもって再資源化施設の紹介としている自治体が多い。

政令市の一部では、再資源化施設の紹介を県のHPで行っている。

自治体での先進的な取組事例について

茨城県

建設工事で排出が予想される30品目について、 HP上の茨城県内建設廃棄物受入施設マップ(右図)で紹介 横浜市



図 茨城県内建設廃棄物受入施設マップ (建設発生木材処理施設)

木〈ずの再資源化施設の基準を定め、再資源化事業者を登録制度とし、横浜市が 発注する建設工事から排出する木〈ずについて、指定処分を行っている。

建設リサイクル法の周知・啓発活動

建設リサイクル法施行後、各地で講習会、街頭イベント等を実施。

(1)「建設リサイクル講習会」(H14~)

平成14年以降、 毎年全国10都市で 建設リサイクル講 習会を開催。 (主催:建設副産物リサイ クル広報推進会議)







建設リサイクル講習会 受講者数の推移

年度	受講者数				
平成14年度	3,358人				
平成15年度	2,122人				
平成16年度	2,378人				
平成17年度	1,998人				
平成18年度	1,331人				

(2)建設リサイクル法街頭イベント

(日比谷公園 (H14))





主 催:国土交通省・環境省・東京都・建設副産物リサイクル広報推進会議

日 時: 平成14年5月30日(木)、6月1日(土) 11:00~15:00頃

場 所 日比谷公園(大噴水前)

内 容:パネル展示、ポスター展示、リサイクル材の展示、ティッシュ、風船配布、 パンフレット、ビラ配布

(3)建設リサイクル法街頭イベント (東京駅構内 (H15))

主催:国土交通省 関東地方整備局東京国道事務所、 建設副産物リサイクル広報推進会議

日時: 平成15年5月30日(金)

場所: JR東京駅(構内)1階コンコース「ディラ東京メディアコート・BREAK」

内容:ビデオ放映、パネル・リサイクル品の展示、チラシ等の配布を実施





(参考)

発生抑制及び再使用・再生資材の利用のための方策

建設リサイクル法基本方針では、発生抑制及び再使用・再生資材の利用に関する、 各関係者の役割が記載されている。

関係者の役割(建設リサイクル法基本方針より抜粋)

建築物等の 所有者	自ら所有する 建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用 に努める必要がある。
建設資材の 製造者	工場等における 建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに 修繕が可能なものについてはその 修繕の実施 及びそのための体制の整備に努める必要がある。
建築物等の 設計者	当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造 躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その 長期的使用に資する設計に努める とともに、 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択 に努める必要がある。
建設工事の 発注者	建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、 建築物等の長期的使用に配慮した発注 に努めるほか、建設工事に使用された 建設資材の再使用に配慮 するよう努める必要がある。
建設工事の 施工者	端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。
国·地方公共団体	自ら建設工事の発注者となる場合においては、 建設資材廃棄物の排出の抑制 に率先して取り組むこととする。

発生抑制の取組事例(1/4)

計画・設計・施工段階での発生抑制の検討が有効であり、計画・設計・施工段階での 取組を強力に進める必要があることから、廃棄物の発生が少ない木造建築物の設計・ 施工法の改良、技術普及の取組や、在来木造住宅におけるプレカット材の普及を促進。



在来木造住宅におけるプレカット材の普及 在来木造住宅において機械プレカット率は増加 傾向にあり、平成17年度には約8割に達している 90% 80% 70% 60% 50% 40% H10 H11 H12 H15 H16 H17 機械プレカット率の推移 (資料:全国木造住宅機械プレカット協会調べ)

発生抑制の取組事例(2/4)

スケルトン・インフィル(SI)住宅

スケルトン·インフィル(SI)住宅とは、長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、 居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部分)を分離した住宅。

都市再生機構のSI住宅の事例



アクティ汐留

所 在 地:東京都港区

数:地上56階(地下2

階)

数:約760戸 延床面積:約88,000㎡

造:RC造

耐久性の高い構造躯体

コンクリートの水セメント比を改善し、 長期的な耐久性をもつ構造躯体を実

現<u>。</u> 高い階高

階高約3.000mmとし、内装や水まわ り等の可変性を確保

大型一枚床板

小梁がない大型の床板を採用し、平面 計画に制約を少なくすることによって、 間取りの可変性を確保する。



排水共用立て管住戸外設置 排水共用立て管のメンテナン スや更新が住戸外でできるよ う、排水立て管を設置。 併せて、予備スリーブを設置 することで配管の更新性が向

上する。



床下配線ピット方式 間取りの変更に自由に対応で

きるよう、電気配線を躯体に埋 め込まずに二重床内に空間を 設けて配置。



新設といった外属

の更新が可能

床先行工法 床を先に施工して、その 上に間仕切り壁を立てる 工法により、リフォームな どで壁の移動や追加を行 う際に床を施工する必要 がなく、施工が容易にな



床下(二重床内)設備配管 排水横枝管を緩勾配化(1/100) し、二重床内に設置。水廻りを 自由に配置することが可能。



間取りの変更のイメージ



発生抑制の取組事例(3/4)

梱包材削減(エス・バイ・エル株)の事例)

住宅施工に必要な構造材や内外装材などの部材保護のため使用される梱包材は、現場到着後、廃棄物として処理されていた。また、梱包材は混合廃棄物となる場合が多く、そのリサイクルが難しいのが現状。

釘などを入れる梱包箱



以前は、ホッチキスを使用しており、 混合廃棄物となっていた。



改善後は、ポリ袋での納品とし、品番品名を明記した紙を入れ区別する簡素なものとした。

土台パッキンを保護する ダンボール梱包



以前は、ダンボー ルで覆い、PPバン ドで縛っていた。



改善後は、PPバン ドのみとし、ダン ボールを廃止した。

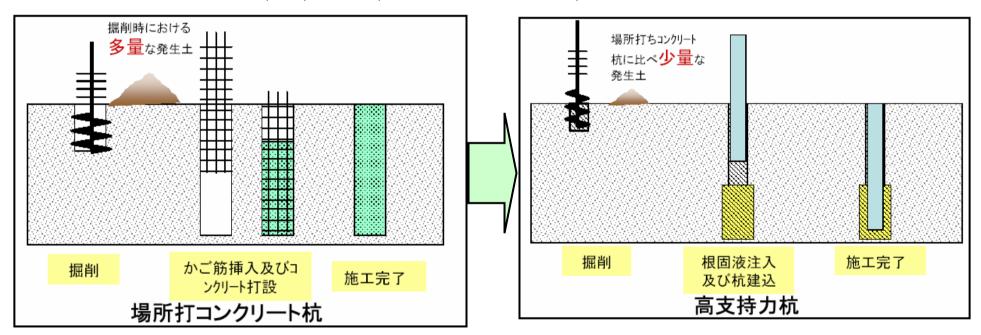


発生抑制の取組事例(4/4)

建設発生土及び建設汚泥の発生抑制(国土交通省)

高支持力杭の採用により、建設発生土及び建設汚泥の発生を抑制。

防災拠点有明の丘地区本部施設棟(仮称)建築工事(国土交通省関東地方整備局)



再使用・再生資材の利用の取組事例(1/3)

再生アスファルト混合物、再生砕石については、市場が形成されているが、木質系再生資材、建設汚泥改良土などについては、市場が十分に形成されていない。これらの再生資材については、公共事業で率先利用することによる需要拡大が重要であり、再生資材の率先利用に際して、グリーン購入法の運用の徹底及び調達品目の追加、数値目標の設定や、他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発を実施。

公共工事における環境物品等の調達の促進

品目について

公共工事については、構成要素である、資材、建設機械、工法、目的物の使用に当たり、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成19年度は、計57品目の資材、建設機械、工法、目的物を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしている。

調達目標について

調達実績を3カ年把握した品目について、基本方針で示された「判断の基準」を満たす適用品目の数量割合を設定している。

平成19年度は、資材30品目、建設機械2品目について調達目標を 設定している。

調達品目 追加品目数の推移

年度	H1 3年 度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年 度	合計
追加 品目 数	11 品 目	17 品目	13 品目	12 品目	2 品目	3 品目	1 品田	5 7 品目

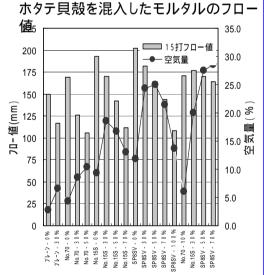
平成19年度 2品目指定解除

他産業再生資材の土木資材としての利用手法の開発



建設工事における他産業 リサイクル材料利用技術 マニュアル

(編著:(独)土木研究所)



混和剤と負殻砂混入率 混和剤を適切に使用することで、ホタテ貝殻を70%混入した場合において もホタテ貝殻混入率0%のプレーンモ ルタルと同等の性質を確保。

再使用・再生資材の利用の取組事例(2/3)

再使用可能型枠(積水ハウス株)

住宅の基礎部にコンクリートを流し込む際の型枠は、一般には熱帯材などを原料とする木材を使用。この木製の型枠は数回使用された後、廃棄されていた。



メタルフォーム



- •鋼製の型枠
- •1975年より使用を開始し、現在すべての住宅建設工事で使用している。



再使用・再生資材の利用の取組事例(3/3)

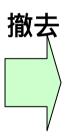
桟橋鋼材の再使用(上越市都市開発公社)

撤去した積出設備・桟橋の鋼材を、他の桟橋にて再使用(リユース)した。

谷浜地区海上桟橋及び海上搬送設備撤去工事(上越市都市開発公社)



撤去桟橋



撤去された桟橋の鋼材



再使用先の桟橋

